

県警だより



年末年始における事件事故防止活動

令和5年12月10日(日)から令和6年1月7日(日)まで

年末年始は人の動きが活発になります。事件・事故に遭わないように気をつけてください。

- ！ なりすまし詐欺の被害に遭わないためにも、自宅の電話は常に留守番電話に設定し、相手や用件を確認しましょう。
- ！ 夕暮れや夜間における交通事故を防止するため、ドライバーは前照灯を、歩行者は夜光反射材を効果的に活用しましょう。
- ！ 飲酒運転根絶のため、「飲んだら乗るな」の基本を守りましょう。

大切な家族を事件・事故から守るために、帰省時には事件・事故防止について話し合い「家族の絆」を深めましょう!!





運転者の皆さん!

- 夕暮れ時は早めのライト点灯と上向きライトを上手に使いましょう。
- 速度を抑え、前をよく見て運転に集中しましょう。
- 車を運転するときは、乗っている人全員がシートベルトを正しく締めましょう。
- 小さなお子さんには、チャイルドシートで被害軽減を図りましょう。



歩行者の皆さん!

- 近くに横断歩道がある場合は、横断歩道を渡りましょう。
- 横断する際には、手を上げるなどの意思表示をしましょう。
- 横断前はもちろん、横断中にも周りの安全を確認しましょう。
- 夜間外出する際は、明るい色の服装、夜光反射材や懐中電灯を活用しましょう。



STOP! 飲酒運転

飲んだら乗らない! 乗るなら飲まない・飲ませない!



飲酒運転は、運転免許を失うだけでなく、かけがえのない家族の平穏や第三者の命を奪う危険な行為です。年末年始の期間中は、飲酒の機会が増えることと思いますが、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない・飲ませない」を守り、飲酒運転による悲惨な交通事故を根絶しましょう。

◎ 自分が飲酒運転をしなくても

- ・ 飲酒した人に車を貸して運転させた人 (車両等提供罪)
- ・ 運転する人に酒を飲ませた人 (酒類提供罪)
- ・ 飲酒した人の運転する車に同乗した人も運転者とともに処罰され、行政処分も受けます。(同乗罪)

◎ 自転車の飲酒運転も処罰の対象です。



雑踏事故に注意しましょう!



時間にゆとりを持って行動しましょう!



混雑した場所では、流れに逆らわずに進みましょう!



係員の指示や案内に従いましょう!

ルールを守ってイベントを楽しみましょう!



登録者募集中!

登録無料

あなたと家族を守る情報を届けます

POLICEメールふくしま

福島県内各警察署の情報が受け取れます! /



詳しくは福島県警察HPで

福島県警察 メール

検索



福島県警察

